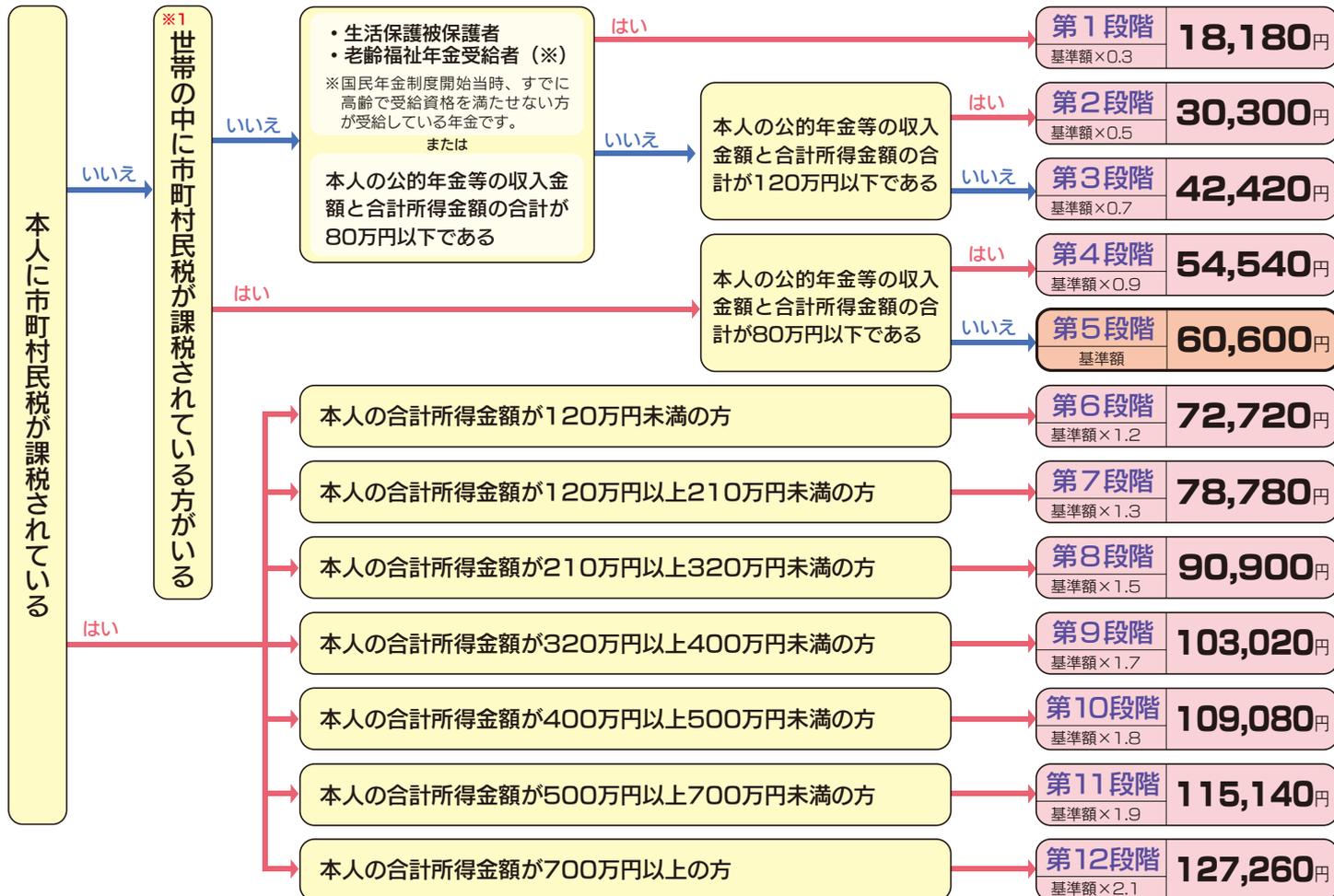


介護保険料のお知らせ

65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料

※令和4年度の介護保険料は令和3年中（令和3年1月1日～令和3年12月31日）の収入や所得の状況、および本人と世帯員の市町村民税の課税状況により保険料が決定します。



- ※1 世帯は賦課期日時点の世帯です。賦課期日を過ぎて世帯状況に変更が生じても、当該年度の保険料に変更はありません。賦課期日とは、年度の初日である4月1日です。転入や年度途中に65歳になられた場合は資格取得日（3ページ参照）が賦課期日となります。
- 第1～5段階の方の合計所得金額とは、地方税法上の合計所得金額から土地等の譲渡所得特別控除と公的年金等に係る雑所得を引いた金額となります。また、給与所得が含まれる場合で、給与所得と年金所得が両方ある方に対する所得金額調整控除が適用されている場合は、その適用前の金額から10万円（控除後の額が0円を下回る場合は0円）を控除した額となります。適用がない場合は、給与所得の金額から10万円（控除後の額が0円を下回る場合は0円）を控除した額となります。
- 第6～12段階の方の合計所得金額とは、地方税法上の合計所得金額から土地等の譲渡所得特別控除を引いた金額となります。給与所得又は公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、当該所得の合計額から10万円を控除した額（控除後の額が0円を下回る場合は0円）となります。
- 公的年金等の収入金額とは、老齢・厚生年金などの課税対象となる公的年金等の収入金額のことで、**遺族年金・障害年金等の非課税年金は含まれません**。なお、第1段階～第5段階において、公的年金等の収入金額がない場合（0円）は、合計所得金額のみで算定します。

3年ごとの介護保険事業計画策定にあわせて、山口市では必要な介護サービス費用見込み額などにに基づき、令和3年度から令和5年度の介護保険料の見直しを行い、以下のとおり基準額を決定しました。また、令和元年度の消費税の引き上げ時から行っている低所得者への保険料の軽減を引き続き行います。（第1～3段階）

山口市で必要な介護サービスに係る費用

×

65歳以上の方の負担分（全体23%）

÷

山口市の65歳以上の方の人数

=

山口市の介護保険料基準額（第5段階）

※基準額は全国一律ではなく、それぞれの市町村で必要な介護サービスにかかる費用と65歳以上の方の人数に応じて算出されます。

※費用の約50%を公費で負担し、残りの50%の内40歳～64歳の方が27%、65歳以上の方が23%を負担します（負担割合は全国一律です）。

保険料の納め方

受け取っている年金額(年額)によって納め方が、「特別徴収」と「普通徴収」の2種類に分かれます。国民健康保険や後期高齢者医療保険とは異なり、介護保険は徴収方法の選択はできません。下記の「①特別徴収ができず、普通徴収になる方」および「②特別徴収から普通徴収に変更となる方」に該当しなければ原則、特別徴収となります。

① 特別徴収ができず、普通徴収になる方



- ・受給している年金のいずれもが年額18万円未満の方
- ・年度の途中で65歳になった方や転入して来られた方
- ・4月1日時点で、特別徴収の対象となる年金を受給していなかった方など

② 特別徴収から普通徴収に変更となる方



- ・現況届の出し忘れで、一時的に年金の支給が止まった方
 - ・年金を担保にしている方
 - ・年度途中で保険料額が減額した方
(保険料額が増額した方は、増額分が普通徴収となります。) など
- ※翌年度の9月までは普通徴収で納めていただくことになります。

特別徴収

年金からの引き去り

対象者 受給している年金のいずれかが年額18万円以上の方

○年金から、あらかじめ介護保険料を引き去る方法です。 **(申し込みは不要です)**

年金受給月	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
	前年度の2月と同額の保険料額を各年金受給月に引き去ります			決定保険料額から仮徴収額を差し引いた残額を10月以降の3回に分けて引き去ります		

*前年度が普通徴収の方で、今年度から特別徴収に変更になった方の仮徴収額については、前年度の保険料段階区分に基づき算定した額となります。

仮徴収額(4月・6月・8月)と本徴収額(10月・12月・2月)に差が生じる方の場合

8月の仮徴収を含めた4回で調整することにより、平準化しております。

年金受給月	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
	前年度の2月と同額を引き去り			決定保険料額から仮徴収額を差し引いた残額を4回に分けて引き去り		

普通徴収

納付書又は口座振替による

対象者 上記①②のいずれかに該当される方

【納め忘れのない口座振替が便利で確実です。】

○以下の納期に、市からお送りした納付書または口座振替で納めていただく方法です。

1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
(6月)	(7月)	(8月)	(9月)	(10月)	(11月)	(12月)	(1月)	(2月)	(3月)

*納期は各月末です。月末が金融機関の営業日でない場合は、翌月最初の営業日が納期になります(7期を除く)。

普通徴収のみなさまへ

今後の特別徴収（年金からの引き去り）が開始される時期

特別徴収開始の時期は、次の異動があった期間によって異なります。

- 年度途中で第1号被保険者資格を取得した場合
- 65歳以上で転入され、山口市の被保険者資格を取得した場合
- 年度途中で特別徴収の対象となる年金の受給が決定した場合

※資格取得日は…

- 65歳になった場合… 65歳の誕生日の前日
- 転入した場合… 転入日

《開始時期の目安》

*年金の種類や受給状況、年金の手続き（年金の裁定や住所変更など）を行った時期によっては下表の目安より開始月が遅れることがあります。山口市が送付する通知書で徴収方法をご確認ください。

資格取得日	納入通知書送付時期	特別徴収開始時期	令和5年度支払回数	徴収方法					
				4月	6月	8月	10月	12月	2月
令和4年4月2日 ┆ 令和4年10月1日	令和5年4月 (仮徴収額のみ通知) 令和5年6月	令和5年4月～ 年金から引き去り開始	特別徴収6回	【特別徴収(仮徴収)】 前年度と同じ所得段階の保険料年額の1/6ずつの額を引き去り			【特別徴収(本徴収)】 令和5年6月中旬に送付する介護保険料納入通知書でご確認ください		
令和4年10月2日 ┆ 令和4年12月1日		令和5年6月～ 年金から引き去り開始	特別徴収5回	×	【特別徴収(仮徴収)】 前年度と同じ所得段階の保険料年額の1/5ずつの額を引き去り				
令和4年12月2日 ┆ 令和5年2月1日	令和5年6月	令和5年8月～ 年金から引き去り開始	特別徴収4回	×	×	【特別徴収】 保険料年額の1/4ずつの額を引き去り			
令和5年2月2日 ┆ 令和5年4月1日 (注)		令和5年10月～ 年金から引き去り開始	普通徴収4回 特別徴収3回	×	【普通徴収】 第1～4期(6月～9月)の4回で、保険料年額の1/2を納付		【特別徴収(本徴収)】 10月・12月・2月の3回で、保険料年額の1/2を引き去り		
令和4年度の途中で、普通徴収に変更となった方(特別徴収が再開できる場合)									

(注) 3/2～4/1の間での資格取得日の方は、翌年度の年金からの引き去り開始ができない場合があります。

※8月の仮徴収額は、変更する場合があります。(左ページ 仮徴収額と本徴収額に差が生じる方の場合 参照)

《特別徴収をする年金の決定》

どの年金から保険料を引き去るかは介護保険法で定められており、対象となる年金は下表の順位で決定します。なお、保険料を分割して同時に複数の年金から引き去ることはできません。

表A

順位	年金保険者
1	厚生労働大臣(旧社会保険庁)
2	国家公務員共済組合
3	農林漁業団体共済組合
4	私立学校職員共済組合
5	地方公務員等共済組合

表B

順位	同一年金保険者から複数の年金を受給している場合
①	老齢基礎年金
②	老齢年金(国年、厚年、通算)
③	退職年金
④	障害年金
⑤	遺族年金

表Aで年金保険者決定
↓
表Bで年金の種類を決定

※新たに順位の高い年金を受給され始めた場合は、該当する年金を受給した年の10月、または翌年の10月から変更となります。

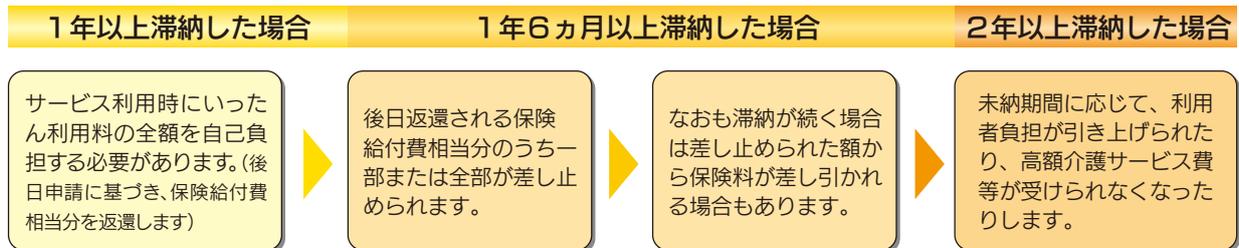
「年金振込通知書」と市からの通知額が一致しないとき

「年金振込通知書」は、年金保険者（日本年金機構や各共済組合）から年金受給者に送付しているハガキで、年金受給額が改定になった時（毎年6月）や、年金から天引き（特別徴収）される介護保険料額が変更されたことにより、年金振込額が変更になった場合に送付されます。

「年金振込通知書」の次回以降の各支払月毎の支払額にある「介護保険料額」が市からの通知額と一致しない場合は、**市が通知している金額にて徴収され**、年金保険者からは「年金振込通知書」が改めて送付されます。

保険料を納めないでいると…

◎保険料負担を公平に保つため、以下の措置がとられます。



保険料の減免について

① 災害により、住宅、家財に著しい被害を受けた方

【申請要件】 火災、風水害、震災などにより、資産価値の100分の30以上の損失を受けた場合（保険金、損害賠償金等により補填された金額は除きます。）

【減免の内容】 損失の割合に応じて、保険料額に減免率を乗じた金額を減免します。

② 収入が著しく減少し、生活が困窮している方

【申請要件】 失業や事業の休廃業、疾病または負傷などで、収入が著しく減少し生活が困難となった場合

【減免の内容】 当該年度の収入見込額に応じて、保険料額に減免率を乗じた金額を減免します。

③ 新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者の収入に影響があった方

【申請要件】 ア) 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負った世帯の方
イ) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少（※）が見込まれる世帯の方
※主たる生計維持者の収入減少について、次の(1)、(2)の両方に該当することが要件となります。

(1) 令和4年の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入のいずれかの減少額（保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を控除した額）が令和3年の当該事業収入等の額の10分の3以上である見込みであること

(2) 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の令和3年の所得の合計額が400万円以下であること

【減免の内容】 主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等の前年の所得金額及び合計所得金額をもとに所定の算定式により算定します。（詳しくは、介護保険課までお問い合わせください）

40歳～64歳まで（第2号被保険者）の介護保険料

第2号被保険者の方は、医療保険の保険料と合わせて介護保険料を納めていただいております。保険料率や納付方法は、加入している医療保険（国民健康保険など）によって異なりますので、各保険者にお問い合わせください。



問い合わせ先

資格・賦課・認定・給付・
保険料の減免等について

介護保険課

TEL **083-934-2795**

保険料の納付・口座振替に
ついて

収 納 課

TEL **083-934-2739**

